

# 平成30年度 利用調整指数表の考え方

Ver:1.0

※保育園等の入園につきましては、客観的な指標により公平に判断するため利用調整指数表の指数により審査しております。

平成30年度4月入園から使用する利用調整指数表につきましては、国が示す優先利用の基本的な考え方を基に、市に寄せられたご意見等を踏まえ、公平性をより高める視点で見直しを行いました。

基本指数では主に①労働における内職区分を労働に統一、②出産における指数の増加などの見直しを行いました。また、調整指数では、入園申請のない就学前の他児童を保育している場合のマイナスが付く条件の見直し、事業所内保育施設又は企業主導型保育施設を利用している場合の条件などの見直しを行いました。

各項目の指数の考え方についての詳細は以下をご覧ください。

## 1. はじめに

利用調整指数表は、保育を必要とする事由による『基本指数』と家庭状況や保育先による『調整指数』により構成されています。

『基本指数』と『調整指数』の合計点により、利用調整を行います。

### 【利用調整】

合計点の高い方から（同点の場合は下記のとおり）利用調整を行います。

希望する施設（事業者）の上位から決定していきます。

### 【同点の場合】

(1) 同点の場合は、下表の世帯のポイント（父母それぞれ該当する事由の合計）の高い世帯を優先します。例えばひとり親世帯には8点が加算されます。

ポイント	事由	ポイント	事由
10	虐待・DV	5	介護・看護
9	災害	4	就学
8	ひとり親	3	出産
7	疾病・障害	2	求職活動
6	労働		

(2) (1)の優先順位で判定が不可能な場合は、世帯の基本指数の高い方を優先します。

(3) (2)で判定が不可能な場合は、平成29年度市民税非課税世帯及び所得割額の少ない世帯を優先します。平成30年9月以降の利用調整では平成30年度の課税内容で審査します。

### 【よくある質問】

Q：希望する施設（事業者）は 1 つだけ書いた方（いわゆる単願）が入園しやすいと聞きましたが本当ですか？

A：希望する施設（事業者）の数は利用調整に影響しません。

なお、希望する施設（事業者）に記載されていない施設は、利用調整を行いませんので、利用を希望する施設（事業者）は、全て記載してください。希望する施設（事業者）数に制限はありません。

また、一つの施設を複数重複して記載しても、他者との選考には影響しません。

Q：合計点 70 点の A さんが第 1 希望に甲園を記載していた場合と合計点 80 点の B さんが第 2 希望に甲園を希望していた場合、どちらが優先して利用調整されるのですか？

A：合計点の高い方から利用調整されます（この場合は B さん）。希望順位は他者との選考に影響しませんので、あくまでご本人の希望する順番に施設（事業者）を記入してください。

Q：早めに提出したいのですが、提出する証明書等に有効期限はありますか？

A：利用を希望する月の申し込み期限の日から約 3 か月以内に発行された書類を提出してください。申込期間については、詳しくは入園のしおり p 7 をご覧ください。

## 2. 基本指数

父母それぞれ事由①から⑨の中で、いずれか 1 つの項目を適用します。

①労働 ②出産 ③保護者の疾病・障害 ④同居親族等の介護・看護  
⑤災害 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧虐待・DV ⑨その他市長が認めた場合

※該当する点数欄に○をし、点数を確認します。

※事由により添付書類が異なります。

※ひとり親は事由ではなく加算項目です。

### 【よくある質問】

Q：事由が複数該当する場合はどうすればよいですか？

A：事由の中で一番点数が高いものを選択してください。  
複数の事由の点数を合算することはできません。

Q：事由及び指数はいつ時点の状況で選択すればよいですか？

A：入園希望月の時点の状況により選択してください。

## ①労働

### ●指数

- ・ 1日8時間以上の労働を常態 27点
- ・ 1日7時間以上8時間未満の労働を常態 25点
- ・ 1日6時間以上7時間未満の労働を常態 23点
- ・ 1日5時間以上6時間未満の労働を常態 21点
- ・ 1日4時間以上5時間未満の労働を常態 19点
- ・ 稼働予定（入園希望月末までに勤務開始予定の勤務等の証明書がある） 労働の点数

※月の勤務時間が64時間に満たない方は該当しません。

（月16日以上、かつ、1日実働4時間以上の勤務を満たすことが必要です）

※月16日未満の勤務や1日4時間未満の勤務は該当となりません。

### ●加算

- ・ 月20日以上勤務がある場合 3点
- ・ 居宅外で勤務している場合（現住所と勤務先住所が異なる場合） 2点

### 【よくある質問】

Q：労働時間はどのように算定するのですか？

A：1日あたりの労働時間は勤務等の証明書に記載の月の労働時間から算定します。

◆ひと月の労働時間÷21日＝1日あたりの勤務時間

（例）ひと月140時間÷21日＝6.6時間（23点）

Q：なぜ月21日で割り返すのですか？

A：週4日勤務の方、週6日勤務の方、月単位で労働日数が決まっている方等様々な労働形態が考えられます。労働時間の多寡を同じ基準（尺度）で比較するために換算するものです。

【21日の計算方法】1月あたりの平均日数は365日÷12ヶ月÷30.4日とし、1月あたりの週数は30.4日÷7日÷4.3週とする。週5日勤務の場合4.3週×5日÷ひと月あたり21日勤務とする。

Q：なぜ8時間以上の労働項目を設けたのか？

A：前述の方法により労働時間の多寡を比較することから、月21日を超えて勤務するケースに対応するために、8時間以上の区分を設けました。

### ◎注意事項

- ・ 勤務時間に残業や通勤時間は含めません。
- ・ 育児時短や部分休業を取得する場合も、通常（雇用契約上）の勤務時間で算定します。

なお、保育の必要量については、育児時短取得後の時間をもとに決定します。

Q：なぜ労働基準法上を超えた労働時間を比較対象とするのでしょうか？

A：8時間以上とは労働基準法に定める法定労働時間となる8時間勤務を想定したものです。国の資料では、常用雇用者の所定労働時間については、1日当たり7時間以上としている企業が、97.1%、全労働者の98.8%を占め、1日当たり8時間としている企業が51.9%、全労働者の44.8%を占めている状況です。この実態を反映するために、8時間以上の労働項目を設け、労働時間の比較を可能としたものです。

Q：週3日、1日実働8時間勤務しています。対象となりますか？

A：月16日の勤務日数に満たないため、対象となりません。

Q：週5日、1日実働3時間勤務しています。対象となりますか？

A：1日実働4時間の勤務時間に満たないため、対象となりません。

Q：雇用契約上、最低勤務時間の条件を満たしていれば、勤務日数や収入の実績が伴わない場合でも対象となりますか？

A：特に在園児においては必要に応じて実績も確認させていただく場合があります。病休等、会社が認めた休みを取得している場合は、休みの日数も勤務日数に含みます（連続3か月勤務日数等を下回っている場合を除く）。

Q：就労直後で勤務実績（勤務証明が空欄）が少なく、64時間を下回る場合はどうなりますか？

A：勤務証明に見込みでの記載があれば実績と見なします。必要に応じて勤務証明とは別に直近の給与明細等により実績を確認し、勤務証明の記載と異なる場合は勤務証明に基づいて行われた決定が無効となる場合があります。

Q：夜勤があり、勤務日数が月16日を下回る場合はどうなりますか？

A：深夜0時をまたぐ8時間超の勤務は2日で数えます。

Q：恒常的に残業しています。会社に証明書を記入してもらえば、残業時間も勤務時間に含めてもかまいませんか？

A：残業は勤務時間に含めることはできません。会社が証明書等を発行した場合についても同様です。

Q：飲料販売や保険セールス等の外交員なので、勤務時間が長いのですが、給料が出来高払いとなっています。指数はどのように選択するのですか？

A：給料が出来高払いであっても、勤務等の証明書に記載された勤務時間等により、指数を選択してください。

Q：ボランティアなど無給の場合は対象になりますか？

A：対象になりません。給与収入など対価を伴わない労働については、対象となりません。

Q：親族や夫が経営する会社の手伝いをしていますが、労働を事由に入園できますか？

A：給与収入など対価を伴わない労働については、対象となりません。これと同じ考えから、家事手伝いについても対象となりません。

Q：夫婦で自営業を営んでいます。妻が事業に専従していることをどうやって確認できますか？

A：確定申告書の中で、事業専従者控除の有無で確認します。また、妻が従事先からの給与収入として申告している場合も確定申告書で確認できます。

## ②出産

### ●指数

出産予定日から起算して、産前 1 か月から産後 2 か月の間に入園を希望する場合、対象となります。 32点

(例) 4月3日が出産予定日の場合

産前：3月1日～3月31日 産後：5月1日～6月30日

産前・産後休業中に入園を希望する場合、入園月内に復職できる場合は労働要件、できない場合は出産要件での申込となります。

出産要件での申込の場合、産後 2 か月の月末までの利用期間となります。

## ③保護者の疾病・障害

### ●指数

- ・ 1 か月入院している場合（予定の場合を含む） 35点
- ・ 診断書の日常生活能力の程度が「1」の項目に該当する場合 29点
- ・ 診断書の日常生活能力の程度が「2」の項目に該当する場合 26点
- ・ 診断書の日常生活能力の程度が「3」の項目に該当する場合 25点
- ・ 診断書の日常生活能力の程度が「4」の項目に該当する場合 23点
- ・ 指定用紙以外の診断書の交付を受けている場合 15点
- ・ 身体障害者手帳 1 級または精神福祉手帳 1 級及び療育手帳 A 32点
- ・ 身体障害者手帳 2 級または精神福祉手帳 2 級及び療育手帳 A 31点
- ・ 身体障害者手帳 3 級または精神福祉手帳 3 級及び療育手帳 B・C 27点
- ・ 身体障害者手帳 4・5・6 級 25点

### ●加算

診断書の記載により加算されます。

- ・ 保育を必要とする程度が 1 2点
- ・ 保育を必要とする程度が 2・3 1点

※指定用紙以外の診断書の交付を受けている場合加算はありません。

指定用紙以外の診断書の場合、保育の必要があることがわかる記載が必要です。

#### ④同居親族等の介護・看護

##### ●指数

- ・ 児童(手帳 1 級・療育<sup>①</sup>・A の交付を受けている) を介護している場合 25 点
- ・ 児童(手帳 2 級・療育 B・C の交付を受けている) を介護している場合 24 点
- ・ 児童(上記以外) を介護している場合 20 点
- ・ 成人(手帳 1・2 級または介護度 4・5 の同居一親等) を在宅で介護している 23 点
- ・ 成人(上記以外) を介護している場合 15 点

※月の介護・看護に要する時間が 64 時間に満たない方は該当しません。

(月 16 日以上、かつ、1 週 16 時間以上の介護・看護を満たすことが必要です)

##### ●加算

同居の介護・看護の場合(居宅内)に加算されます。 5 点

#### 【よくある質問】

Q：介護スケジュールはどのようなものを提出すればよいですか？

A：1 週間～1 か月くらいの期間で、実際の介護のスケジュールを提出してください。

様式は自由ですが、1 日あたりの従事時間がわかるようご記載ください。

なお、介護保険のサービスを利用している場合は、合わせてケアプランの写し等を提出してください。

Q：手帳等の交付を受けておりませんが、どうすればよいですか？

A：保育の必要性を確認するために医師から診断書の交付を受けてください。

様式は自由です。

#### ⑤災害

##### ●指数

本人に災害の復旧の必要がある場合対象となります。 55 点

#### 【よくある質問】

Q：災害ボランティアは対象になりますか？

A：対象となりません。

#### ⑥求職活動

##### ●指数

- ・ 稼働予定(勤務等の証明書がなく誓約書) 15 点
- ・ 求職中(求職活動支援機関等利用証明書あり) 10 点

【よくある質問】

Q：3 か月以内に就職が決まっていない場合どうなりますか？

A：3 か月以内に就職が決まらない場合、退園となります。

なお、在園中に求職活動を事由とした新規の利用申込みを行うことが可能です。

(例) 4月に求職活動を事由として入園したが3か月以内に就職が決まらなかった。

6月末で退園となるが、在園中に7月入園(6月15日申込期限)の利用申し込みが可能。

その場合は一度6月15日までに退園届をご提出ください。

Q：求職活動支援機関等利用証明書はどのように確認するのですか？

A：誓約書裏面の様式にハローワークから証明をいただいて、確認を行います。

Q：稼働予定とはどのような状態を指しますか？

A：稼働予定とは、いわゆる内定の状態で現に働いていないが勤務先が決まっている場合を指します。

勤務等の証明書がある場合「①労働」の指数により利用調整を行います。

入園後勤務等の証明書を提出していただきますが、勤務条件の変更により、申込み時より勤務時間や日数が減少した場合は入園が取消しとなることがあるので、ご注意ください。

なお、変更後の勤務条件により、新たに入園申込みを行うことは可能です。

⑦就学

●指数

- ・ハローワークでの職業訓練 26 点
- ・1日6時間以上の就学を常態 25 点
- ・1日4時間以上6時間未満の就学を常態 22 点
- ・上記以外(通信教育、日本語学校を含む)の就学を常態 10 点
- ・入園希望月に就学が決定されている(1日6時間以上) 23 点
- ・入園希望月に就学が決定されている(1日4時間以上6時間未満) 20 点
- ・入園希望月に就学の予定がある 8 点

※月の就学時間が64時間に満たない方は該当しません。

(月16日以上、かつ、週16時間以上の就学を満たすことが必要です)

※職業訓練とは、主に公共職業能力開発施設で実施する職業訓練で、就職に必要な技能及び知識、高度な技能を習得するための訓練等を意味します。大学や専門学校は該当しません。

### 【よくある質問】

Q：25点・23点・22点・20点に該当する就学とは何を指しますか？

A：学校教育法第1条・第124条・第134条第1項に規定する、または、それに準ずる施設を指します。

Q：職業訓練を目的とすることはどのように確認するのですか？

A：ハローワークが発行する職業訓練校の在学証明書と講義のスケジュールが確認できる書類により確認します。

Q：なぜ職業訓練は大学や専門学校より点数が高いのですか？

A：「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」に基づき、求職者の雇用と生活の安定を図るために、国が公費により就労に向けた支援をしている事業であることから、優位としたものです。したがって、学位取得や資格取得を目的とした学校に通う方は職業訓練の対象となりません。

Q：通信教育の受講はどのように確認するのですか？

A：通信教育の事業者が発行する受講証明書で確認します。

## ㊤虐待・DV

### ●指数

虐待・DVの事実が公的機関等からの証明書により確認ができ、現に保育の実施が必要と認められる場合に対象となります。

120点

### 【よくある質問】

Q：これから相談した場合、対象となりますか？

A：既に、行政機関等から必要な支援を受けている場合で、その事実が証明等により確認できる方に限ります。

Q：公的機関等の証明とは具体的に何ですか？

A：次の証明等に限ります。

虐待：児童相談所又は所沢市こども未来部こども支援課からの依頼通知又は文書

DV：婦人相談センターの「配偶者からの暴力の被害者の保護等に関する証明書」  
又は裁判所からの「保護命令」

## ㊤その他市長が認めた場合

### ●指数

①～⑧の事由に該当しないが、保育等の利用の必要性を市長が認めた場合に対象となります。



## ◆ひとり親

ひとり親の場合は、①～⑨の基本指数及び加算に加えて、ひとり親の指数が加算されます。ひとり親とは保護者(父母)のうち一方を欠いている状態(不存在)で、かつこども支援課の給付事業等によりその事実が確認できる場合を指します。 **55点**

### 【よくある質問】

Q：ひとり親指数の加算対象であることはどうやって確認するのですか？

A：世帯で父または母が不存在であることを児童扶養手当又はひとり親家庭等医療費助成制度の対象者であることをもって確認します。

助成等の対象となっていない場合は原則ひとり親指数の加算対象とはなりません。離婚の事実が確認できる戸籍謄本や、離婚調停が開始されていることが確認できる書類によりひとり親の確認ができた場合は、指数の加算が認められます。

Q：内縁関係のパートナーがいる場合、ひとり親指数の取り扱いはどうなりますか？

A：内縁関係の場合は、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成制度の対象とならないことから、ひとり親指数の加算の対象となりません。また、この様な場合は、通常の世界と同様の取扱いとなります。(内縁関係のパートナーから勤務証明等の提出が必要です。)詳しくは、保育幼稚園課までお問い合わせください。

Q：離婚を前提とした別居をしている場合、ひとり親指数の取り扱いはどうなりますか？

A：ひとり親指数の加算の対象となりません。原則として、夫の勤務証明等により指数を決定しますが、提出が困難な場合はご相談ください。

## 3. 調整指数

該当する点数欄に○をつけます。

状況により複数該当します。

申込期限の時点で保育料の滞納がある場合は、調整指数の加算は付きません。

※滞納による「-50点」の減算があります。

## ◆家庭状況

- 平成30年度中に正当な理由なく入園辞退がある場合

(平成30年4月入園のみ、平成29年度の12月～3月入園の内定辞退が対象)

**-20点**

正当な理由とは、転勤による引越し等個人の都合によらないものです。

- 入園申請の無い就学前(小学校入学前)の他児童がいる場合

(児童介護、他施設通所中を除く)

**-30点**

(例) 上の子は、5歳になるので入園させたいが、下の子は家で保育する

●市外在住者で転入予定を示す書類がない場合 -50点

**【よくある質問】**

Q：第4希望の保育園に内定が決まりましたが、思っていたより遠く、園の雰囲気も合わないので辞退したいです。内定を辞退した場合、不利になりますか？

A：希望した施設は通園可能という前提で利用調整を行います。内定を辞退した場合は次回以降の利用調整で年度内は減点がつきます。

Q：所沢市に転入予定ですが、手続きはどうなりますか？

A：申込時点でお住まいの自治体での手続きとなります。

原則市民の方を優先し利用調整を行いますので、-50点の減算となります。

なお、不動産売買契約書等で入園希望月の1日までに転入が客観的に確認できる場合は、所沢市民として利用調整を行います（減算なし）。

いずれの場合も入園月の1日までに転入後、速やかに所沢市保育幼稚園課で所沢市の申請書による手続きが必要です。

Q：市外に在住しており所沢への転入予定はありませんが、勤務先が所沢にあることで、所沢市の保育園に利用の申し込みはできますか？

A：お住まいの市町村を通じて、申込みは可能です。ただし、-50点の減算となります。

●兄弟姉妹同一園への転園希望の場合（入園・転園した年度内を除く） 10点

●入園・転園した当該年度内の転園希望（兄弟姉妹が在園する施設のみ希望する場合を除く） -40点

●平成27年度以降に育児休業取得と同時に一時退園した児童と出生児が共に育児休業明けに入園を希望する場合 100点

●平成26年度以前に育児休業取得と同時に一時退園した児童と出生児が共に育児休業明けに入園を希望する場合 15点

※退園した児童と出生児ともに加算があります。

●兄弟姉妹に小学校3年生までの就学児童あり（小1～小3） 1点

●兄弟姉妹が認可保育園、認定こども園、地域型保育事業を既に利用中または申請中の場合 5点

●兄弟姉妹に就学前児童あり（本人含む）

2人…1点 3人…2点 4人…3点 以降一人あたり 1点加算

※申請書提出時点で誕生していることが条件です。

●混合保育入園審査会で混合保育が必要とされた児童が4月入園をする場合 120点

※混合保育の対象児童のみの指数です。事前に申し込みが必要です。

●生活保護受給中の世帯（市外の場合、受給証明書が必要です） 10点

- 保育士資格等を有し市内の認可保育園・認定こども園・地域型保育事業所に勤務する場合（資格取得予定・勤務予定含む）※転園除く 2点

※適用する場合は、勤務施設からの証明が必要になります。

書類については、市のホームページまたは勤務施設で取得してください。

#### 【よくある質問】

Q：市内の施設で保育士として勤務しています。新規の入園申請とあわせて別の施設で勤務を開始する予定ですが、保育士加算は適用できますか？

A：申請時点で保育士として市内の施設に勤務している方は適用になりません。

Q：保育士加算を適用して入園したが、事情があり離職した。再度、市内の別の保育園に就職をする予定だが、退園となるのか。また、退園となる場合、再度保育園の申し込みを行うが、保育士加算の加点はあるのか？

A：保育士加算の趣旨は、主に以下の2点となります。

- ・所沢市の認可保育施設における保育の質の向上
- ・保育士不足による受け入れ枠の減少に歯止めをかける

このため1年未満で離職をされた場合、市内の別の保育園に就職するとしても、勤務を誓約した認可保育施設での保育の質の低下を招くおそれがあることから、保育士加算の趣旨に反するため、離職した月末で退園をしていただきます。（保育施設から解雇された、倒産した場合を除く）

また、1年間の勤務を確約して保育士加算を既に適用していることから、1年以内で再度の適用はありません。

- 単身赴任中（勤務等の証明書で確認します） 3点

- 離職日から3か月以内に申請があり、生計を維持する者の失業（倒産・解雇）により、就労の必要性が高い 10点

生計を維持する者…前年度の収入の多寡で判断

就労の必要性高…雇用保険受給資格者証で確認します。

- 父方祖父が【年度末で75歳以上】又は【別居】又は【死亡】 1点
- 父方祖母が【年度末で75歳以上】又は【別居】又は【死亡】 1点
- 母方祖父が【年度末で75歳以上】又は【別居】又は【死亡】 1点
- 母方祖母が【年度末で75歳以上】又は【別居】又は【死亡】 1点

#### ◆保育先

- 認可外施設を週5日以上常時利用 10点
- 認可外施設を週3～4日以上常時利用 8点
- 一時保育を週5日以上常時利用 9点
- 一時保育を週3～4日常時利用 7点

※認可外・一時保育ともに利用を希望する月の申し込み期限の日の時点で

1か月以上利用していることが必要です。

(例) 6月入園希望(申込期限5月15日)の場合、5月15日の時点で

1か月以上利用していることが必要。

- 地域型保育事業(事業所の従業員枠は除く2歳児クラス)から連携施設を希望 100点

- 地域型保育事業(事業所の従業員枠は除く2歳児クラス)から連携施設以外を希望 20点

※3月末卒園後、4月入園申込者に限ります。

※連携施設は地域型保育事業者にお問い合わせください。

- 2歳児クラスまでの認可保育園(2歳児クラス)から系列園を希望 100点

- 2歳児クラスまでの認可保育園(2歳児クラス)から系列園以外を希望 20点

【系列園】

優々保育園 ⇒ 優々の森保育園

小手指向陽保育園 ⇒ 向陽保育園

きたの第2保育園 ⇒ 北野保育園

東所沢たんぼぼ駅前保育園 ⇒ 東所沢たんぼぼ保育園

わかたけ保育園 ⇒ わかたけ元町保育園 わかたけ鳩峯保育園

- 市外認可保育施設に通っている場合(市外の認可保育施設から市内の施設に転園) 6点

- 幼稚園に通っている場合(市内市外は問いません) 2点

- 事業所内保育施設 又は 企業主導型保育施設を週3日以上常時利用している場合(事業所内保育施設 又は 企業主導型保育施設から転園) 7点

※事業所内保育又は企業主導型保育施設は認可外施設の加算には該当しません。

※利用日数に関わらず一律の加点です。

- 養護施設等に入所中(入所の確認をします) 17点

※養護施設とは、児童福祉法に掲げる「乳児院」「母子生活支援施設」

「児童養護施設」等を指します。

- 勤務先に同伴して保護者が保育している 2点

※現住所と勤務先住所が異なる場合に対象となります。

- 育児休業中・産前産後休暇中により保護者が保育している 9点

※育児休業・産後休暇明けの利用申請が対象

※勤務等の証明書により確認できた場合に対象となります。

### 【よくある質問】

Q: 育児休業中とは、平成30年3月末まで育児休業期間があることが必要ですか?

A: 申込み時点で育児休業中であれば加算の対象となります。例えば平成29年12月1日から育児休業明けであっても加算となります。